

入札説明会にて、事業者様からよくいただく質問を以下に掲載しました。

## FIT電子申請システムについて

- ①昨年度までに既にユーザ登録してユーザ名（=ログインID）を取得しているが、2020年度入札においても以前取得したユーザ名（=ログインID）を使用することができるか。

引き続き、**使用することができます。**

- ②FIT電子申請システムはいつから操作可能か。

**事業計画受付期間の開始日**から操作可能です。それまでは、事業計画の入力や資料添付はできません。

## 事業計画の提出について

- ①土地の取得を証する書類としての「賃貸借契約書」「売買契約書」は、契約から3ヶ月を超過している等、契約日付が古くても有効か。

契約がなされ、土地の確保ができているとわかれば、**契約日付に制限はありません**。  
一方で、**登記簿謄本、印鑑証明書は3ヶ月以内に発行されたもの**を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

- ②「接続の同意を証する書類」は、事業計画提出段階では不要か。

入札における事業計画提出申請時は、**「接続の同意を証する書類」がなくとも受け付ける**こととします。その場合は、下記2点の対応が必要となりますので、ご注意ください。  
・事業計画提出時に、**「接続検討申込書の写し」を提出する**  
・落札後、認定申請補正期限（2021年3月1日）までに、**事業計画の補正を行う**

- ③事業計画提出時に、既に接続の同意が取れている場合も、補正期限までに何かしらの手続きが必要か。

その場合は、**追加の手続きは不要**です。落札後、経済産業局にて認定手続きを行います。

- ④事業計画提出後に、事業計画の変更が生じる可能性があるが、どのような手続きが必要か。

事業計画提出後は、地方経済産業局から補正指示があった場合を除き、**一切の内容修正が認められません**。社名や代表者の変更等の軽微な内容も、修正することができません。  
事業計画提出後に変更が生じた場合は、**認定取得後に変更申請手続を実施してください**。（落札者決定取り消し事由に該当する内容は、認められません。）

## 入札手数料について

- ①第6回太陽光で落札できず同じ内容で第7回太陽光に再度入札チャレンジする場合、入札手数料は2度支払う必要があるか。

**参加する入札回ごとに、入札手数料を納付する必要があります。**

- ②入札手数料は非課税か。

入札手数料（127,000円）は**非課税**です。なお、第1次保証金と第2次保証金も同様に**非課税**となります。

- ③複数案件の事業計画を提出する場合、入札手数料をまとめて1度に支払ってもよいか。

**一括の支払いは認められませんので、案件ごとに**支払って下さい。なお、**第1次保証金と第2次保証金も同様に**、案件ごとの納付が必要です。

- ④入札手数料を支払ったが、事業計画提出に不備があり、入札に参加できなかった。この場合入札手数料は返還されるか。

どのようなケースでも、一度支払って頂いた**入札手数料は返還されません。**

## 落札者の決定方法

- ①最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合で、落札した容量が250kWよりも少ない場合も、調達価格は落札価格になるのか。それとも、250kW未満の区分の調達価格が適用されるのか。

**調達価格は、落札価格**となります。

- ②最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合も、第2次保証金の納付期限は同様か。

**第2次保証金の納付期限は、変わりません。**

- ③最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合について、発電設備の出力が、提出した事業計画に記載した発電設備の出力から、20%以上減少となった場合、落札者取消の対象となるのか。

この場合、**落札者取消の対象とはなりません。**

- ④最後の順位の落札者となり、入札した容量の一部のみが落札した場合において、落札できなかった部分についても、発電事業を行いたい。落札できなかった部分は、改めて認定申請する必要があるか。

個別に認定を取得することは、**土地の分割にあたるため、認められません。**この場合は落札を辞退して、改めて入札に参加してください。

## 保証金の扱い

- ①保証書の納付について、第1次保証金は現金で納付したが、第2次保証金は保証書で納付することは可能か。

第1次保証金と第2次保証金を**異なる提供方法で納付することはできません**。なお、保証書で納付したものを現金に変更することは可能ですが、現金で納付したものを保証書に変更することはできません。

- ②第2次保証金納付したが、認定取得期限の2021年3月31日までに認定が取得できない場合、第2次保証金は没収されるか。

落札者決定が取消された上で、原則として**第2次保証金は没収されます**。但し、当該落札に係る事業計画について、2021年度の初回入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、**1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます**。

## その他

- ①上期入札で落札できず、下期入札に再度参加する場合、改めて事業計画や添付書類を作成する必要があるか。

上期に提出した内容から変更がなければ、**改めて作成頂く必要は必ずしもありません**。但し、登記簿謄本や印鑑証明書など、**添付書類には有効期限があるものがあるため、御注意ください**。

また、**関係法令手続状況報告書（自治体説明対象区分）については、各自治体へ改めて説明する必要があるかどうかを確認してください**。改めての説明は不要となった場合、その旨を記載した報告書を下期の添付書類としてください。